

【原則 3-1 情報開示の充実】

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本 NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン(「本ガイドライン」)は、NSG グループ(「当社グループ」)がそのビジョン、ミッション、ならびに経営理念および行動指針(「経営理念等」)の実践を通じて企業価値を持続可能な方法で中長期的に高め、ひいては株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の共同価値を高めるため、コーポレートガバナンス全体のレベルを向上させることを目的とします。

ビジョン

「ガラス技術で世界に変革を」

ミッション

「革新的な高性能ガラス製品の分野でグローバルリーダーとなることを目指すとともに、省エネ・創エネに貢献し、安全で倫理的な事業活動を行う」

経営理念

事業は人なり

- 我々は次の理念を仕事の基本として事業に携わります。
- 信用と相互尊重
- 誠実な行動とプロ意識
- 協力一致と相互支援
- オープンなコミュニケーション
- 進取の精神と創意工夫
- 情熱と不屈の精神
- 自己責任と社会的貢献

- サステナビリティの推進

ステークホルダー

我々はステークホルダーから最上位の会社と評価されるように努めます。

- 顧客からは
ガラスおよびガラス関連サービスで最も取引したいサプライヤーとして
- 従業員からは
最も働きがいのある職場として
- 株主からは
最も優良な長期投資先として
- サプライヤーからは
信頼・協力・革新・サステナビリティに基づき、強固かつ相互に有益な関係を構築できる顧客として
- 地域社会からは
事業を行うすべての地域において良い隣人として

行動指針

我々は次の行動を実践し、事業を成功に導きます。

- すべての行動が会社の価値を高め、サステナブル（持続可能）にするものであるよう常に注意を払う。
- すべての災害は未然に防げるものであると信じて、安全をあくまでも追求する。
- すべての行動において、最高水準の社会的・環境的責任を果たす。
- すべての従業員の潜在能力を開発し、やる気とコミットメントを引き出す。
- 決められた品質基準を遵守し、顧客満足を達成する。
- 常に先端技術および革新的製品・用途の開発を行うことで、一歩先を進み続ける。
- 製造・開発・営業と密接に連結し、データ・事実・分析に基づいて意思決定する。
- シナジー効果を十分に引き出し、無駄を排除し、競争力を確保する。
- すべての事業活動において、たゆまず改善を追求する。

（基本方針）

第2条 当社グループは、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置づけ、以下の事項を実施します。

(1) 体制

- a) 当社グループにおける究極親会社である日本板硝子株式会社（「当社」または「NSG」）は指名委員会等設置会社とし、当社は、取締役会のほか、指名委員会、監査委員会および報酬委員会（各々を「委員会」といいます。）ならびに執行役を置きます。
- b) 取締役会が、法令の定める範囲内で業務執行の意思決定を執行役に対して委任することにより、執行と監督の分離を促進し、経営の透明性を高め、その業務執行に対する監督機能を強化します。
- c) 財務報告にかかる内部統制をはじめとする当社グループの内部統制システムを構築します。

(2) ステークホルダーコミュニケーション

- a) 第1条に記載する当社グループを取り巻くステークホルダーの皆様と良好な関係を構築します。
- b) 会社情報を適時、適切に開示し、当社グループ経営の透明性を図ります。

(本ガイドラインの位置付け)

第3条 本ガイドラインは、会社法、関連法令および定款に次ぐコーポレートガバナンスにかかる当社グループの基本原則です。

第2章 株主の皆様への権利

(株主平等原則)

第4条 当社は、株主の皆様をその有する株式の内容および数に応じて、平等に取り扱います。

(株主総会)

第5条 株主総会は、議決権を有する株主の皆様によって構成される最高意思決定機関です。当社は、株主総会決議に株主の皆様の意思を適切に反映させます。

2. 取締役および執行役は、株主の皆様への説明義務を果たすため、株主総会において、株主総会の議題に関する事項を中心に十分な説明を行い、質疑応答を行います。

(議決権等)

第6条 当社は、株主の皆様が株主総会における議決権その他の共益権を適切に行使できるように努めます。

2. 当社は、株主総会の招集通知の早期発送や議決権行使プラットフォームへの参加等を通じて、株主総会に出席する株主の皆様だけではなく、すべての株主の皆様が適切に議決権を行使できる環境を整備します。

(資本政策)

- 第7条 当社グループは、株主価値の持続的な向上を目指し、グローバルに拡大する事業の機会を迅速・確実に捉えるとともにそのリスクに適切に対応するため、必要となる十分な株主資本の水準を保持します。
2. 当社は、柔軟かつ機動的な資本政策の実施のため、定款の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会で決議します。
 3. 当社グループは、持続可能な事業の業績をベースにして、安定的に配当を実施することに加え、その他経営環境の変化に応じ、機動的に財務諸施策を実施することを基本方針とします。

(株主の利益に反する取引の防止)

- 第8条 当社グループは、株主の皆様を保護するため、取締役、執行役、従業員などの当社グループ関係者がその立場を濫用して、または一部の当社主要株主の方が当社グループとの関係を前提に、当社グループや株主の皆様の全体の利益に反する取引を行うことを防止することに努め、そのための適正なシステムを構築します。
2. 取締役および執行役は、会社法および当社の取締役会規程に基づき、取締役会の承認を得た場合を除き、当社グループとの関係における利益相反取引および競業取引を行ってはならないものとします。そのため、取締役および執行役は、それらの取引につき、実務上合理的速やかに取締役会に報告しなければならないものとします。
 3. 当社は、前項に定める取引があった場合には、その重要な事実を適切に開示します。

第3章 コーポレートガバナンスの体制

第1節 監督機能

(取締役会および各委員会の体制)

- 第9条 取締役会は、グローバルに及ぶ当社グループの事業運営を背景に、技能、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成されるものとし、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮される適切な員数を維持します。
2. 取締役の少なくとも3名以上かつ取締役会の3分の1は、第13条第1項に定める独立社外取締役で構成されるものとします。

3. 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から取締役会議長を選定します。
4. 当社は、取締役会の決議により、必要に応じて、取締役の中からその他の役付取締役を選定します。
5. 経営の監督と執行の分離を徹底するため、取締役会議長は代表執行役社長、CEO その他の業務執行にかかる役職を兼ねないものとします。
6. 当社は、会社法に基づき、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置します。
7. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、それぞれその過半数が独立社外取締役で構成されるものとし、取締役会の決議により選定されます。また、監査委員会の委員のうち、少なくとも1名については、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者の中から選定されます。
8. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は、それぞれ独立社外取締役が務めるべきものとします。また、特段の理由のない限り、取締役会議長はこれらの委員長を同時に兼任しないものとします。

(取締役会の役割、任務)

第10条 取締役会の重要な使命は、当社グループの企業価値を持続可能な方法で中長期的に高めることです。取締役会は、そのために、適切な事業戦略を策定し、財務および事業の適正な報告体制を確立するとともに、財務リソースを確保し、確固たる経営陣の後継計画を策定することに注力します。そして、取締役会は、当社グループが株主価値を創造するために、経営陣による適切なリスクテイクを支持する環境を整備します。また、取締役会のもう一つの重要な職務は、経営陣が効果的、効率的に、かつ倫理に則って事業を行うことを確実にするべく、その職務執行を監督することです。取締役会は、これらの目的を有効に達成するために、当社グループの適正なコーポレートガバナンス体制を確保すること、および第1条に記載する当社のビジョン、ミッション、経営理念等に則って、次の各号に掲げる事項を実施することについて責任を負います。

- (1) 事業および財務戦略ならびに年度および中長期の事業計画を含む経営の基本方針、執行役の選任等の特定の重要事項、その他法令、定款で定められた事項の決定を行います。
- (2) 業務執行の機動性と柔軟性を高め、かつ取締役会による監督の実効性を強化するために、前号に記載する事項以外の業務執行の意思決定を執行役に委任します。
- (3) 会社法に基づき、当社グループにかかる「執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制」の整備（「内部統制システムの基本方針」）について定めます。
- (4) 執行役からの報告ならびに指名委員会、監査委員会および報酬委員会からの報告に基づき、当社グループの経営の基本方針および内部統制システムの基本方針に対する

成果、運用状況を中心に、執行役および取締役の職務の執行を監督し、併せて取締役および執行役の各々の役割、責務についての履行状況を確認します。

2. 取締役会と指名委員会、監査委員会および報酬委員会は、それぞれ独立してその職責を果たすとともに、相互に緊密な意思疎通を図ります。
3. 取締役会における審議または報告プロセスの効率化、取締役会で決議された事項についての進捗状況の確認その他の取締役会を効果的かつ効率的に実施するための支援を目的とする事務局（「取締役会事務局」）を設置します。取締役会事務局と各委員会の事務局は、各々の職務を効率的に実施するため、いかなる場合においても緊密に連絡し、相互に協力するものとします。

（取締役会議長）

第11条 取締役会議長は、第10条に定める取締役会の任務が適切に果たされるよう、取締役会の効果的かつ効率的な運営につき、責任を負います。

2. 取締役会議長は、取締役と代表執行役社長兼 CEO との間の円滑なコミュニケーションを確保します。
3. 取締役会議長は、各取締役がその職務を適切に果たすことができるよう、各取締役の必要な情報へのアクセスを確保します。
4. 取締役会議長が独立社外取締役ではない場合には、独立社外取締役の中から、コーポレートガバナンスに関する事項について取締役会議長に対して助言を行う主任独立社外取締役を選定します。

（取締役）

第12条 取締役は、その任期を1年とし、毎年、株主総会で選任されます。

2. 取締役は、取締役会の一員として、当社グループの経営の重要な意思決定および監督に携わります。
3. 取締役は、法令上の義務を負うほか、当社グループおよびそのステークホルダーの皆様の最大利益になると自身が判断する行動を取らなければなりません。
4. 取締役は、当社グループの事業および財務戦略ならびに課題につき理解するために、時間と努力を費やすことが期待されます。
5. 新任取締役は、当社グループに関する知識や理解を育み、その職責を果たすことができるように、関連説明文書やプレゼンテーション、経営幹部との会合、その他事業所訪問を含む教育機会の提供を受けます。また、取締役は、その任期中、必要に応じて継続的に教育を受ける機会を持ちます。
6. 取締役の義務には、取締役会および所属する委員会の会議に出席すること、ならびにそれらの会議における議論に積極的に参加することが含まれます。取締役は、その職務を執行するために十分な情報を収集するとともに、取締役会および所属する委員会

において説明を求め、それにより得られた適確な情報に基づいて取締役会および所属する委員会の議決権を行使します。

7. 取締役は、知り得た当社グループの経営課題の解決を図るため、取締役会の議題を提案する権利および取締役会の招集を求める権利を、必要に応じて、適時・適切に行使します。

(独立社外取締役)

第13条 独立社外取締役とは、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準および指名委員会の定める独立性基準を充足する社外取締役をいいます。

2. 独立社外取締役は、一般の株主の皆様と利益相反の生じるおそれがない立場で、当社グループの経営の監督を担うことにより、取締役会および各委員会の意思決定内容およびそれに基づく職務執行内容の透明性を高めることが期待されます。
3. 独立社外取締役は、当社グループの経営状況等について、取締役会事務局を通じて継続的な情報提供を受けます。
4. 独立社外取締役は、当社グループのコーポレートガバナンスおよびビジネスに関する事項等について、少なくとも年1回以上の頻度で、執行役および社内取締役の参加しない独立社外取締役のみで構成されるミーティングを開催し、とりわけ本ガイドラインの趣旨に則って適切に意思決定がなされているか、またはさらなる改善可能性のある領域があるかどうかという観点から、議論します。
5. 独立社外取締役の最長在任年数は、原則として6年とします。

(指名委員会)

第14条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する法定の機関として、本ガイドラインの精神および理念ならびに第9条第1項および第2項に定める基準に従い、その職務を適正に執行します。

2. 指名委員会は、その専門性に鑑み、i) 執行役および ii) 取締役会が選任するその他の当社グループの上級幹部の候補者について、取締役会に対し、推薦し、または助言します。
3. 当社は、指名委員会がその職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続等を定めます。
4. 指名委員会の運営のため、人事部門その他委員会の指名する部門がその事務局を務めます。また、指名委員会は、必要に応じて外部専門家を任用し、その職務の執行の水準を高め、かつ維持します。

(監査委員会)

第15条 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、かつ、執行役および取締役の職務執行を監査する法定の機関として、その職務を適正に執行します。

2. 監査委員会は、法令が定めるところに従い、事業報告、計算書類その他の書類について監査報告を作成します。
3. 当社は、監査委員会の事務局として監査委員会室を設置するとともに、必要に応じて監査委員会委員長を補佐する役職を設けます。
4. 監査委員会の事務局として同委員会決議および監査委員の指示に基づき職務を遂行する監査委員会室は、監査の客観性を確保するために、その人員配置について、業務の指揮命令および人事評価等にかかる執行役からの独立性が保障されるように構成されます。また、本条第3項に規定する役職についても同様とします。
5. 監査委員会は、会計監査人の解任または不再任の決定方針を定めます。
6. 当社は、監査委員会がその職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続等を定めます。

(報酬委員会)

第16条 報酬委員会は、取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関として、その職務を適正に執行します。

2. 報酬委員会は、当社グループの上級幹部の報酬内容または報酬方針について、代表執行役社長兼 CEO に対して、推薦し、または助言することができます。
3. 当社は、報酬委員会がその職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続等を定めます。
4. 報酬委員会の運営のため、人事部門その他報酬委員会が指名する部門がその事務局を務めます。また、報酬委員会は、必要に応じて外部専門家を任用し、その職務の執行の水準を高め、かつ維持します。

第2節 執行機能

(業務執行の体制)

第17条 当社は、取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定します。

2. 当社は、取締役会の決議により、代表執行役の中から社長兼 CEO を選定します。
3. 当社は、取締役会の決議により、必要に応じて、執行役の中から当社グループの全事業の日常経営について直接の責任を持つ COO（最高執行責任者）や当社グループの財務の状況および成績に対して責任を持つ CFO（最高財務責任者）を選定します。
4. 当社は、取締役会の決議により、必要に応じて、執行役の中からその他の役付執行役

を選定します。

5. 当社は、当社グループの経営上の重要課題を審議するために、執行役を中心に構成される経営会議を置きます。
6. 代表執行役および執行役の員数は、取締役会から業務執行の意思決定の委任を受けた事項を効果的かつ効率的に実施するために適正な数とします。

(経営会議)

第18条 経営会議は、執行役が、取締役会の定める方針や目標、執行役の職務分掌等に基づいて、適切なリスクテイクを行いつつ、効果的かつ効率的に迅速果断な意思決定を行うことを支援するとともに、当社グループの経営について指導・監視を行います。

2. 当社は、経営会議がその職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続等を定めます。

(代表執行役)

第19条 代表執行役社長兼 CEO は、当社グループがその企業価値を持続可能な方法で中長期的に高めることができるよう、当社グループの収益と発展に関する全般的かつ最終的な責任を有し、取締役会の定める当社グループの方針および目標に向けた進捗状況の監督およびその確実な実行に責任を持ちます。

2. 代表執行役は、当社グループ全体の業務執行の状況に関して取締役会に十分な報告を行い、当該報告内容に基づき、取締役会が経営の基本方針および重要事項を適切に決定できるようにするため、また主として当該決定の合理性、妥当性に関して他の取締役と相互監督を行うことを可能にするため、取締役の中から選任されることが期待されます。
3. 代表執行役は、監査委員会による監査に資する十分な情報を監査委員会に対して適時・適切に提供します。

(執行役)

第20条 執行役は、その任期为1年とし、毎年、指名委員会による候補者の推薦または助言に基づき、取締役会の決議により選任されます。

2. 執行役は、取締役会が定める職務分掌等における担当分野において、当社グループ全体に対する責任を負います。また、執行役は将来の当社グループの経営を担うことができる人材を育成する責務を負います。
3. 新任執行役は、その職責を果たすことができるように、とりわけ、当社グループの事業計画およびその進捗、重要な経営課題、内部統制システム、財務諸表、重要な財務、会計および法務に関する問題、ならびに倫理規範や倫理・コンプライアンスプログラムに関して、関連説明文書やプレゼンテーション等その他の教育機会の提供を受けま

す。

4. 執行役は、取締役会の定める指針および同決議に従い、原則として1社に限り、当社グループ外の他社の社外取締役を兼務することが認められることがあります。当社グループは、こうした兼務は、当該執行役の個人としてのまたはプロフェッショナルとしての成長の観点から有益なものとなり得る場合があるものと考えます。

第3節 内部統制

(内部統制)

第21条 取締役会が定める内部統制システムの基本方針に基づき、執行役は、当社グループにおけるサステナビリティ、倫理・コンプライアンス、リスクマネジメントおよび懸念事項に関する報告相談ホットライン等にかかる内部統制システムを構築、整備、運用し、その実効性を評価するとともに、常にその改善を図ります。

2. 取締役会、監査委員会は、その職責を果たすために、必要に応じて、サステナビリティ、内部監査、法務および倫理・コンプライアンス等の内部統制部門から直接報告を受けます。
3. 当社は、監査委員会が本条第1項に定める内部統制システムの構築、整備、運用につき、独立かつ客観的な観点からモニタリングを行うことにより、執行役および取締役の職務執行を監査し、もって当社グループ全体の内部統制システムの適正性を維持します。

第4章 取締役会等の評価

(取締役会等の評価)

第22条 取締役会、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに経営会議は、その業績につき、原則として年度評価を実施し、その結果の概要を開示します。この評価により、それぞれの会議が、当社グループの戦略や目標に則って、効果的に実施されているのかについての検証、議論が促進されます。

第5章 雑則

(例外措置)

第23条 取締役会は、本ガイドラインの内容と異なる事項を実施する場合には、株主の皆

様に対してその理由を合理的に説明するものとします。

(定期的な見直しと改正)

第 24 条 本ガイドラインの内容は、取締役会によって定期的に見直され、必要に応じて取締役会の決議により改正されます。

以上

2015 年 5 月 28 日発効